カード規約のご案内

日頃より、りそなカード《セゾン》をご愛顧いただき誠にありがとうござ います。この規約にはカードを利用いただく際の決まりやご注意いた だきたいことなどの重要なことが記載されておりますので、ぜひご 読ください。

個人情報の取扱いに関する同意条項

申込者(以下契約成立時以降に申込者が会員となった場合を総称して 会員」という)は、以下の本同意条項および今回お申込みされる取引の規 約等に同意します。

第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

(1)会員は、今回の申込みを含むりそなカード株式会社(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。当社の公表している利用目的については、当社所定の方法(インター ネットの当社ホームページへの常時掲載)によってお知らせします。

なお、各取引が当社と第三者と提携して発行するクレジットカードである 場合、会員は、当該第三者と会員との規約に基づき当該取引の申込書 に記載した会員の情報等を当該第三者が収集・保有・利用することに同

意します。

①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記 載し、もしくは当社所定の方法により届出た会員の氏名、生年月日、性 別、住所、電話番号、その他連絡先情報(Eメールアドレス、SNSアカウ ントその他インターネット上の連絡先を含む)、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引を行う目的および申込書以外で会員が当社に届 出た事項ならびに決済口座のある金融機関での取引時確認状況

②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支 払回数、決済口座情報等のご利用状況および契約の内容に関する

情報

- ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取 引に関する客観的事実に基づく情報 ④会員が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情
- 報
- ⑤各取引において会員からの問合せ、当社との連絡時における申出等により当社が知り得た情報(通話情報を含む)

- ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律、貸金業法、および、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドラインに基 づき、会員の運転免許証または運転経歴証明書、パスポートその他の 資料等によって顧客情報の確認を行った際に収集した情報
- ⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が発行 する書類を取得した場合には、その際に収集した情報(公的機関に 当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①から③のうち

必要な情報が公的機関に開示される場合があります)

- ⑧会員の源泉徴収票·所得証明等によって、収入の確認を行った場 合には、その際に収集した情報
- ⑨オンラインショッピング利用時の取引に関する事項(氏名、Eメールア ドレス、配送先等を含む)、ネットワークに関する事項、端末の利用環境 に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報
- ⑩インターネットや官報、電話帳等において一般に公開されている情 報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの(会員情報を用い た検索結果、調査結果等を含む)
- (2) 当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部または全部を当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措 置を講じたうえで、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。 第2条(第1条以外での個人情報の利用とその中止の申出)

- (1) 会員は、第1条(1) に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1) ①②③①⑤⑩の個人情報を利用することに同意します。
 - ①当社のクレジットカード関連事業(キャッシング等の金銭貸付事業を含む。以下同じ)ならびに、その他当社の事業におけるサービスの提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡先等による営業案内、関連するアフターサービス

- ②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内
- ③当社のクレジットカード関連事業ならびに、その他当社の事業における市場調査、商品開発
- (2)会員は、当社が下記の当社の提携会社等(個人情報の提供に関して契約を取り交わした企業に限る)に、下記の目的のために第1条(1)の個人情報の保護措置を講じたうえで提供し、提携会社等が自己の事業活動のために利用することに同意します。

(当社の提携会社等)

株式会社りそな銀行

株式会社埼玉りそな銀行

株式会社関西みらい銀行 株式会社みなと銀行

(利用目的)

商品・役務等の市場調査、商品開発、サービス情報のお知らせ、宣伝物・印刷物の送付等の営業活動

(3)会員は、(1)(2)の利用について利用中止の申出ができます。ただし、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内、およびその同封物は除きます。

第3条(利用内容・取引内容の共有)

- (1) 会員は、第2条(2)の提携会社等が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた提携会社商品の優遇サービス等の提供を申出る場合ならびに会員がそのサービスを利用する場合において、会員の本カードの利用内容を、当社と提携会社等において共有することにあらかじめ同意します。
- (2)会員は、当社が会員に対して第2条(2)の提携会社等における会員の取引内容に応じた当社商品の優遇サービス等、当社のサービスを提供する必要がある場合において、会員の提携会社等の取引内容を、当社と提携会社等において共有することにあらかじめ同意します。なお、当該情報についての開示、訂正、削除の申出は、第7条記載の問合せ窓口へ連絡する方法で行うものとします。

第4条(信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供)

(1)信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意

会員(申込者を含みます。以下同じ)は、下記の事項に同意します。 ①当社は、会員および当該会員の配偶者の本人を特定するための情

(1) 当社は、五貝および当該五貝の配柄者の本人を行足りるにあり 報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、 等)を、当社が加盟する信用情報機関(注)およびこれと提携する信 用情報機関(以下、「提携信用情報機関」といいます)に提供し、会員 および当該会員の配偶者に関する信用情報((3)①に定める情報を いいます。以下同じ)をこれら信用情報機関に照会します。

②上記①の照会により、これら信用情報機関に会員および当該会員の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員の支払能力・返済能力の調査のために利用します。

(注)個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者(以下「加盟事業者」といいます)に提供することを業とするものをいいます。

(2)信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

会員は、下記の事項に同意します。

①当社は、会員および当該会員の配偶者に係る本契約に基づく下記に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。 これらの信用情報は、当該信用情報機関において下記に定める期間 保有され、(3)に記載のとおり利用されます。

提供先当社が提供する信用情報	a.(株)シー・アイ・シー	b.(株)日本信用情報機構				
本契約の申込みに係る事実 (本人を特定するための情報および申 込みの事実)	当社が(株)シー・アイ・シーに 照会した日から6ヵ月間	当社が(株)日本信用情報機構に 照会した日から6ヵ月以内				
本契約に係る事実 (本人を特定するための情報および本 契約に係る客観的な取引事実)	契約期間中および契約終了後5年以内	契約内容等に関する情報等が 登録されている期間				
上記、本契約に係る事実に債務の 支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中および契約終了後5年間	契約継続中および契約終了後5年以内				

※(株)日本信用情報機構についての取引事実に関する情報は、契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については、当該事実の発生日から1年以内)

②上記(1)により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

a.(株シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法および貸金業法に基づく指定

信用情報機関)

受賞はび当該会員の配偶者の本人を特定するための情報(氏名、 生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤 務先電話番号、等)。申込・契約内容に係る情報(契約の種類、申込 日、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、 支払回数、等)。

b.株日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機 関)

会員および当該会員の配偶者の本人を特定するための情報(氏名、 生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号 等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金 額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、

債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)。 (3)信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提

供に関する同意

会員は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情 報機関の加盟事業者による会員および当該会員の配偶者の支払能力 返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。

①信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。 (ア)上記 (2) ① により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

(イ)信用情報機関が収集した(ア)以外の情報 (ウ)信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い 算出した数値等の情報、その関連情報 ②信用情報機関による信用情報の利用 20付用情報機関による信用情報機関は、保有力を開始報告下記のよわり

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり 利用します。

(ア)信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

(イ)信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報 の算出

③信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

(3)信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供当社が加盟する信用情報機関は、信用情報(①(ア)(イ)(ウ))を加盟事業者へ提供します。また、信用情報(①(ア))を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。
(4)当社が加盟する信用情報機関の名称、問合せ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面(電磁的記録を含みます)により通知し、同意を得るなのとします。 より通知し、同意を得るものとします。 a. (株)シー・アイ・シー(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

ナビダイヤル: 0570-666-414

テンティイル・0570-000-414 ホームページアドレス:https://www.cic.co.jp/ ※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目 的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」について は、上記の同社のホームページをご覧ください。 b、㈱日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機

関)

電話番号:0570-055-955

本ームページアドレス:https://www.jicc.co.jp/ ※㈱日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 ②提携信用情報機関の名称等

提携信用情報機関の名称、問合せ電話番号は、下記のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター

重話番号:03-3214-5020 フリーダイヤル:0120-540-558 ホームページアドレス:https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社 を会員とする個人信用情報機関です。

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の

※至国銀行個人信用情報センターの加盟賃格、加盟事業看名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 ※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 会員は、当社および加盟個人信用情報機関ならびに提携個人信用情報機関に対して、下記のとおり自己に関する会員の個人情報の開示 請求ができます。

①当社に開示を求める場合には、第7条記載の問合せ窓口にご連絡 ください。開示請求手続き、受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料

等)の詳細についてお答えします。

②加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に開示を 求める場合には、第4条(個人信用情報機関への登録・利用)(3)(4) にご連絡ください。 (2)万一、当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違している

とが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものと します

第6条(本同意条項に不同意の場合) 当社は会員が各取引の申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で 会員が記載すべき事項)の記載をされない場合および本同意条項の内 会員が記載りへき事項」の記載をさればい場合および平向息采填の内容の全部または一部を承認できない場合、各取引の申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。
ただし、第2条(1)①②に同意しないことを理由に各取引の申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。
第7条(間合せ窓口)

当社の保有する会員の個人情報に関する問合せや、開示・訂正・削除 9日より、「中田・ 第2条(1)(1)(2)の営業目的での利用の中止、その他意見の中出等に関しましては、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いします。 〒165-8555 東京都中野区江原町 1-13-22 ユビキタスリチなカード《セゾン》インフォメーションセンター

(事務処理代行 株式会社クレディセゾン)

東京 03-5996-1341 大阪 06-7709-8010

第8条(契約の不成立時および終了時の個人情報の利用)

- (1)各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、および第1条(1)に基づき当社が 取得した個人情報は以下の目的で利用をされますが、それ以外に利用さ れません。
 - ①会員との各取引(新たな申込みを含む)に関して、当社が与信目的 する利用

- ②第4条(2)に基づく加盟個人信用情報機関への登録 (2)各取引が終了した場合であっても、第1条(1)に基づき当社が取得し た個人情報は前項①に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、 法令等または当社所定の期間保有し、利用します
- (3)本条(1)②は、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用され ます。

第9条(合意管轄裁判所) 会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地および当社の本社、支社、営業所所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所と します

第10条(条項の変更)

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます

(2025年7月現在)

個人情報の共同利用について

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共 同利用できるものとし、個人情報のより同利用についてインターネットの当社 ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

(プライバシーポリシー)

https://www.resonacard.co.jp/corporate/privacy/

(2025年7月現在)

りそなカード《セゾン》規約

第1章(カードの発行 第1条(カードの発行

(1)本規約を承認し、りそなカード《セゾン》(以下「カード」という)利用の申込みをされ、りそなカード株式会社(以下「当社」という)がカード利用を承諾した方(以下「本会員」という)に対し、当社は、カードを発行します。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

- (2) 当社は、本会員があらかじめ指定した家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認のうえ当社に家族カード利用の申込みをされ、当社が利用を承諾した方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行します。

に表していい、本会員と総称して「会別という)に下発行した。 (4)会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に下発行します。 (4)会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に下き発行します。 (4)会員は、家族会員に本規約を答遵守いとかったことによる当れら 指書(家族カードを発行会員に本規約を答遵守いとかったことによる当れら 指書(家族カードの管理に関して生じた損害を含みます。)をいる当れも賠 (4)会員は、家族会員に規して生じた損害を含みます。)をいる当れも賠 (5)当社は、会員が本規約という)を券面上に印字した。会員の中会員の中会員では、力ードの資子・保管・管理) (1)当社は、会員にカードで家族カードの署を担け、会員を発行し、付別という)の経れたときには行後も、届上の上の理り、会員では、カードを登員は、カードを登ります。なおときには行き、記事項(第20人間)のおける場合があり、ためになど、まず、本会員は、カードを登ります。なおとまななまします。なおときを発行し、情報に自居出場を持ちから、とします。本会は、カードを登り上ます。ななとしまり新た公会を発行し、報はから、おりのでは、現るにのより、のいう)の確認と以下「取引時確認」という)手をからから上ます。ななともキュリカーには、会を発行し、報はから、としまりが、もから、としまりが、もから、としまりが、としまりが、自身に関する。 (2)カードの所有権は当社に属したの上におりなったとと目的というのであり、その場合、前のとします。その他の上のまりに対してはならに関するという。 (2)カードの所有権は当社に成りによる。まで、表のに関するといる。面に自分にのとます。そのをします。その他のとしまでは、現金でおといりは、まを取りに同れまできに関われましているりにはなりには、現金に関するといるを制に対してはなりにはなりません。からとからにからとのした。と質的に対しれましているものにはなりにはなりにはなりには、カードを開発した。といるもの。 (1) 質取業者等がカード財用者にたて、利益与をに対しなを発展に対している。 (2) 販売業者等がカードサード者とは、現金をボント等をカードがより、は、よのより、第20人に、第2

およびカード情報を他人に使用させもしくは使用のために占有を移転させてはなりません。
(5)カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前4項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用にかかるすべての債務について支払いの責を負うものとします。
(6)会員は、本条の(1)(2)(3)(4)に違反したことにより、販売業者等あるいは第三者と粉議になった場合であっても、当該粉議を自らの責任において解決するものとし、当該粉議を理由に、当社に対するカード利用代金等の債務の支払いを拒むことはできないものとします。
(7)会員が紛失等をしたカードが拾得物として警察に届け出られた場合、そのカードは当社から会員に連絡することなく相当期間経過後に破棄できるものとします。
(2)(1)の有効期限は、当社が定めます。
(2)(1)の有効期限は、当社が定めます。
(2)(1)の有効期限は、当社が定めます。
(2)(1)の有効期限は、当社が定めます。
(2)(1)の有効期限は、当社が定めます。
(3)(1)の有効期限は、当社が定めます。
(4)(1)の有効期限は、当社が定めます。
(5)(1)の有効期限は、当社が定めます。

会員として認めた方にカードを更新します。 第4条(暗証番号) (1)本会員は、カードの暗証番号を当社に届出るものとします。ただし、家族会員は家族カードの暗証番号を届出ることができます。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は、暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。 (2)会員が、本人以外に暗証番号を知らせ、または暗証番号が本人以外に知られた場合、これによって生じた損害は、本会員の負担とします。

ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意または過失がな

- いと、当社が認めた場合は、この限りではありません。 (3)会員から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を 登録する場合があります。

- 登録する場合があります。
 (4) 暗証番号を変更する場合も本条を準用するものとします。
 (5) 会員に当社から複数のクレジットカードが発行されている場合には、暗証番号は各カードごとに定めるものとします。
 第2章(カードによる商品購入等)
 第5条(カードの利用方法等)
 (1) 取引を行う目的を生計費決済および事業費決済とし、会員は当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示するともに、暗証番号を入力することまたは伝票等に署名することにより、商品・権利の購入またはサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品購入」という)。ただし、一部カードの利用ができない商品等もあります。なお、会員は、当社に対し、カードの利用または、商品等の購入を取消し、その精資をされる際には当社の定める方法でお手続きいただくことをあらかじめ承認いただきます。
 (2) 当社が認める店舗または商品等については、(1) に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名にかえて暗証番号を入力する方法によること、またはカードの提示および伝票等への署名を省略することもしくは信票等への署名にかきるものとします。 ます。
 - (3)カードの利用に際して、当社が認めた場合を除き、当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードの利用に関する確認 を行います。確認の内容によっては、当社は、カードの利用をお断りするこ これ、あり、『呼吸シスト』でいるというコエルのカードングリカでも関リすると とがあります。会員は換金または違法な取引を目的とするカード利用はできません。貴金属、金券類等の一部の商品では、カードの利用を制限する 場合があります。

 - 場合かあります。
 (4)カードの利用可能枠は、本会員からの利用希望枠を参考に当社が審査し決定した額までとします。ただし、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、または利用を停止します。また、当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えた利用はできません。
 (5)当社のクレジットカードのうち(株)クレディセンンへ業務を委託しているカードを2枚以上お持ちの場合には、各カードに定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員の利用可能な上限額とします。ただし、それぞれのカードにおける利用可能枠は、各カードに定められた額とします。

(6)利用可能枠を超えた場合でも、通常のカード利用と同様に支払うも のとします。

- のとします。 第6条(立替払の承諾等) (1)会員は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟は第17世十七とますいな作わりに行うに際し、カード利用による取引の結

 - より加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。
 ①当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと(立替払の現実の実行の前後を問わない)により、当社が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。
 ②当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡する場合があること。この場合、当社が適当と認めた第三者(本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く)を経由する場合があること。
 ③提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社に債権譲渡し(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該提携クレジットカード会社に債権譲渡し(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該提携クレジットカード会社に責権減渡しくこれらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。 会社に立替払いするごと。
 - 会社に立替払いすること。
 ④海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から海外クレジットカード会社が当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。
 (2)カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。

(3)会員は、カード利用にかかる当社債権の特定と内容確認のため、 カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細 情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものと します。

(4)会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第7条(保険および電話サービス等にかかる代金等の支払い)

(1)インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの (1747) 「イントなが、床板、電スパカイル温が用きをがりり こんり 事業提供者(以下「継続的サービス事業提供者」という)との取引き(以下「サービス契約」という)にかかる継続的サービス利用代金の支払いにカードを利用する場合、本会員は、会員がカード情報を継続的サービス事業提供者に預託するものでありその責任は本会員の負担となること、および当社が会員のために当該継続的サービス事業提供者に対し て支払うことを承認のうえ、第8条(弁済金等の支払方法等)により当社 へ支払うものとします。

(2)カードでの継続的な支払いを中止する場合は、カード解約の有無にかかわらずその旨継続的サービス事業提供者の定めた方法で継続的

サービス事業提供者に申出、承諾を得ていただきます。

(3)カード情報が変更された場合は、会員において継続的サービス事業提供者に当該変更の旨を申出ていただきます。なお、この場合に、当社から カード情報の変更を継続的サービス事業提供者に通知することがあります。 (4)会員またはカード解約した元会員(以下「会員等」という)が(2)の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生した利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払いを行ったときにも、会員等はその利用代金を第8条(弁済金等の支払方法等)(1)により支払うものとします。

(5)カードが解約または利用停止となった場合は、当社が継続的サービス事業提供者に対する利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該サービス契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、会員等が当該サービス契約の継続を希望する場合は、直接継続的サービ

ス事業提供者との間で手続きいただきます。

(6) 会員は、各サービス契約加入申込みの条件、本規約等の諸条項を遵守するものとします。

第8条(弁済金等の支払方法等)

(1) 商品購入代金の支払方法および支払金額は、以下のとおりとします。 ①お支払いは、本会員が預金口座振替依頼書等で指定し当社が認 めた金融機関口座からの自動振替とします。

②支払金額は商品購入代金を毎月10日(以下「利用締切日」という)に締切り、当月14日(以下「利用算定日」という)に(2)により算定した額

に神切り、ヨ月14日(水下) 刊用昇た口」というにはからかりたした頃とし、翌月4日(金融機関体業日の場合は、翌営業日。以下「お支払日」という)に支払うものとします。 ③事務上の都合により前月または翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に再度口座振替の依頼ができるものとしますが、当社が再度口座振替の依頼をしない場合にも、本人長は里葉のない。のとしませんだいたり、

さものとしますか、当在が再度口座振春の依頼をしない場合にも、本会員は異議のないものとします。支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従い支払うものとします。
(2)会員は利用の都度、以下のリボルビング払い、1回払い、ボーナスー括払い、2回払いまたはボーナス2回払い、分割払いのいずれかを指定するものとします。ただし、1回払い以外の利用は、当社が指定する店舗・商品等・期間に限ります。なお、支払方法の指定がない場合には、1回払いはおき、期間に限ります。なお、支払方法の指定がない場合には、1回払いはから

いとなります。
①リボルビング払いー利用算定日における利用締切日が到来したリボ (1)「ボルビング払いー利用算定日における利用締切日が到来したりボルビング払いにおける商品購入代金の残高(以下「リボ算定日残高」という)を基礎として、本会員があらかじめ選択した、末尾「ショッピングでのリボ払い月々支払額算出表」記載の、標準コースもしくは短期コースのうち定める金額または本会員が定額コースを選択のうえ、5千円単位であらかじめ指定した金額(以下「弁済金」という)を支払う方法です。弁済金には、各コースともに当社所定のリボ手数料を含みます。リボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月5日から翌月4日までのリボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月5日から翌月4日までのリボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月5日から翌月4日までのリボ算と日本またが、加回リボモ教料は利田締切日の翌日から翌月4日までの日から翌月4日までの 日割計算とします。ただし、初回リボ手数料は利用締切日の翌日から翌 月4日までを日割計算します。なお、当社所定の方法によりお支払日前 のお支払いも可能です。この場合のリボ手数料は利用締切日の翌日または前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。また、定 額コースを選択の場合で、月々の手数料が本会員の指定された金額を超えるときは、当月の手数料を超えるまでご指定の金額に1万円単位 で加算した金額が当月のお支払額となります。

②1回払い(支払回数:1回) - 商品購入代金締切後、最初の支払日に

全額一括して支払う方法です。

とします。
(3) 遅延損害金の料率の変更については第8条(弁済金等の支払方法等)(5)を適用します。
第10条(早期完済の場合の特約)分割払いの場合に、会員が当初の契約のとおりに支払いし、かつ約定支払期間の中途で残債務を一括して支払う場合、会員は78分法またはこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第11条(商品の所有権)

第11条(商品の所有権) 購入した商品の所有権は、完済いただくまで当社に留保されます。 第12条(見本、カタログ等と現物の相違) 見本、カタログ等により商品購入した場合で、届いた商品等がそれらと相 違するときは、利用店舗に対し商品等の交換または契約の解除を申出る ことができます。

第13条(支払停止の抗弁) (1)本会員は、以下のような場合には、その原因が解消されるまでの間、その商品等についての弁済金等の支払いを停止することができます。 ①商品・権利の引渡しやサービスの提供がなされないなどの場合。 ②商品の破損、汚損、故障、または商品・権利に、何らかの欠陥がある。

(2)商品の破損、汚損、政障、または商品・権利に、何らかの欠陥かある場合。 場合。 ③会員が商品購入により店舗に対し持っている権利に、社会通念上 認められる原因がある場合。 (2)当社は、本会員から(1)の支払停止の申出があったときは、直ちに当 社の定める手続きとします。 (3)(2)の申出のとき、会員は問題解決のために店舗との交渉に努めるも のとします。 (4)(2)の申出のとさは、上記内容がわれるものを書面にて(答料がある。

- (3)(2)の申出のとき、会員は問題解決のために店舗との交渉に努めるものとします。
 (4)(2)の申出のとき、会員は問題解決のために店舗との交渉に努めるものとします。
 場合には資料を添付)当社に提出するものとします。また、申出た内容を当社が調査するときは、協力するものとします。また、申出た内容を当社が調査するときは、協力するものとします。また、申出た内容を当社が調査するとされ、協力するものとします。また、申出た内容を当社が調査するとされ、協力するものとします。
 (5)(1)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するとき、支払いを停止することはできません。
 ①会員の指定した支払方法が1回払いのとき。
 ②少ボルビング払いで利用した1回の商品購入にかかる現金価格の合計が3万8千円に満たないとき。
 ④リボルビング払い以外の支払方法で利用した1回の商品購入にかかる支払総額が4万円に満たないとき。
 第3章(キャッシングサービス)
 第14条(キャッシングサービス)
 第14条(キャッシングサービス)
 第14条(キャッシングサービス)
 第14条(キャッシングサービス)
 のよ会員はより下のいずれかの方法により生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的として、当社から融資(以下「キャッシングサービス)という)を受けることができます。本会員が申込み、当社が高として、当社がの担害領域と以下「ATM」という)を利用する方法。
 ②当会員が指定した金融機関等組織(以下「提携金融機関」という)の現金自動預払機(以下「ATM」という)を発等の支払方法等)(1)①で本会員が指定した金融機関回座に振込む方法。
 ②当社所定の手続きにより第8条(第済込む方法。
 ②う当社所定める方法。
 ②う方法による場合、および当社が発力に関約していて、当社が多くとしているカードを2枚以上お持ちの場合の利用可能枠については第5条(カードの利用方法等)(4)、当社のクレジットカードのうら、6)、もは、およびそれぞれのクレジットカードの利用可能枠について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービス利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービス利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービス利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービス利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービス利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービス利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービス利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービス利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービス利用方法について、当社が不適切とおいた。

- - - - しまり。 ○ゆとりコース-毎月の支払日に、融資金等を4千円(融資金リボ残 高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円) ずつ支払う方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増すごとに 支払金額を4千円ずつ(融資金リボ残高が、30万円を超える場合 は、10万円増すごとに3千円ずつ)増加します。なお、ゆとりコースに ついては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額と なります。

○短期コース-毎月の支払日に、融資金等を1万円ずつ(1万円未満の場合は全額)支払う方法です。ただし、融資金リボ残高が20万円を超えたときは支払金額を5千円増額し、以降融資金リボ残高が10万円を増すごとに5千円ずつ増額します。 ○定額コース-本会員があらかじめ指定した金額(利息を含む)をお支払日に支払う方法です。指定金額に満たない場合は全額支払うものとします。 *5万円コース-本会員が5万円ずつ支払日に支払う方法です。ただし、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額が5千円増額し、以降融資金リボ残高が10万円増すごとに5千円ずつ増額

します。

とよう。 米10万円コース-本会員が10万円ずつ支払日に支払う方法です。 ただし、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額が5千 円増額し、以降融資金リボ残高が10万円増すごとに5千円ずつ増 額します。

② 括式い - 支払日に融資金等を全額一括して支払う方法です(① の毎月の支払金額と②による支払金額とを合わせ、以下「返済金」と

、分。 ③支払方法の変更-支払方法の変更の申出があり、当社が認めた場合には、融資金締切日現在の一括払い分をリボルビング方式に変更できます。この場合、新たにリボルビング方式で支払いただいたく金額は、 ①の融資金リボ残高および変更した一括払い分の合計額を基礎として

- (1)の融資金り示残局および変更した一括払い分の合計額を基礎として計算します。 (4)支払方法の自動変更サービス-当社所定の方法により、すべての融資金等の支払方法をリボルビング方式へ変更できます。 (3)融資利率は、カード送付時の書面その他書面により通知します。利息は毎月締切日の融資金リボ残高に対し当月5日から融資金締切日の割計算とします。ただし、初回利息は、利用日の翌日から融資金締切日の翌々月4日までを日割計算します。なお、融資利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本会員に支払業務はありません。 払義務はありません。
- 第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本会員に支払義務はありません。
 (4)返済金の支払方法については第8条(弁済金等の支払方法等)(1)
 ①③を、返済金の請求通知等については第8条(3)を、返済金の増額については第8条(4)を、リボルビング方式の月々の支払金額および利率の変更については第8条(5)をそれぞれ適用します。なお、当社所定の口座への入金)により支払日前のお支払いも可能です。この場合の利息については、利用日、または前回支払日の翌日からの日割計算によります。
 (5)(3)または(4)の規定にかかわらず、利用日に返済する場合には、1日分の利息を支払うものとします。
 (6)当社は、貸金業法第17条および同法第18条に基づき交付するもよいを含む)を、キャッシングサービスの利用または気済の都度交付するものとします。ただし、当社が当該書面に代えて得た場合には、毎月一括記載により表情期間、返済回数および返済金額は、当該合には、毎月一括記載により書面を交付できるものとします。(7)(6)の書面に記載する、返済期間、返済回数および返済金額は、当該も場合に、毎月一括記載により書面を交付できるものとします。(7)(6)の書面に記載する、返済期間、返済回数および返済金額は、当該も場合に、毎月一括記載により書面を交付できるものとします。(2)第2名《期限の対応とがあります。
 (2)第22条(期限の対益の喪失)に該当し支払期日前に全額支払うよのとします。(2)第22条(期限の対益の喪失)に該当し支払期目前に全額支払うとになった場合は、残債務(融資金)の全額に対し、期限の利益を喪失したの遅近損害金を支払うものとします。(3)遅延損害金を支払うものとします。(3)遅延損害金を支払うものとします。(3)遅延損害金の利率の変更については第8条(弁済金等の支払方法等(5)を適用します。第4章(共通事項)

等)(5)を適用します 第4章(共通事項)

第4年(八世事項) 第17条(支払額の充当方法) (1) 本会員からお支払いいただいた金額が、期限の到来した債務の全額に足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、その支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債権にも充当できるものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、リボルビング払いの支払停止抗弁にかかる 債務については、割賦販売法第30条の5の規定によります。 第18条(カードの紛失、盗難等) (1)カードを紛失したり、盗難にあった場合またはカード情報を不正取得 された場合(以下「紛失等」という)、会員は速やかに当社へ連絡し、当 社所定の書面を提出のうえ、所轄の警察署に届出るものとします。なお、 被害状況等を当社が調査する際には、協力するものとします。

(2)(1)の場合、本人以外によるカードの使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61日前までさかのぼり、その後に発生した分については、会員の責はないものとします。ただし、以下の項目に該当する場合は、本会員が支払うものとします。
①会員が第2条(カードの貸与・保管・管理)に違反したことによる場合。②①以外に、会員が本規約に違反している場合。
③会員の故意または重大な過失によって、紛失等が生じまたは損害が拡大した場合。
(4)第4条(陪訴录号)(2)にあたる場合、ただし第4条(2)ただり書き

が払入した場合。 ④第4条(暗証番号)(2)にあたる場合。ただし、第4条(2)ただし書き に該当する場合を除きます。

(世界年代) (電配金) 「2)にあたる場合。ただし、第4条(2)だたし書きに該当する場合を除きます。
⑤カードまたはカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。
⑥(1)に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出(以下これらにつき本号において「各手続き」という)において虚偽の申告があった場合、放意もしくは過失により(1)の各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。または正当な理由なく被害状況の調査に協力いただけない場合。
⑦戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。
第19条(カードの再発行)
(1)紛失等によりカードが使用不能になった場合または、カードの汚破損等によりカードが使用不能になった場合または、カードの汚破損等によりカードが使用不能になった場合または、カードの汚破損等によりカード再発行を希望する場合には会員は継続的サービス事業提供者の要請によりカード情報の変更を当社から当該継続的サービス事業提供者で通知する場合があることをあらかじめ承認するものとします。
第20条(お届け事項の変更等)
(1)本会員には、届出事項(任所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届出た事項、取引目的等)に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きをおとりいただきます。
(2)当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合により、ままが表面である。

変更の手続きをおといいただきます。
(2) 当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合はそれが、未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により(1)の変更手続きをとれなかったと当社が認めた場合を除きます。
(3) 当社は、本会員と当社との各種取引において、本会員が当社に届出た内容または公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容または収集内容に変更することができるものとします。
(4) 当社は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。
(2) 条(木規約の変更等)

略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。
第21条(本規約の変更等)
(1)当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を当社のホームページ(https://www.resonacard.co.jp/)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、必要を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。
①変更の内容が本契約にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らし、合理的なものであるとき。
②変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
②変更の内容が本契約にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らし、合理的なものであるとき。
②当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ(https://www.resonacard.co.jp/)において告知する方法まの内容を周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本会員は、当該周知の後に会員が本規約にかかる取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。
第22条(期限の利益の喪失)

該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。 第22条(期限の利益の喪失) (1)以下のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなくとも、期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。 ①弁済金または分割支払金の支払いが遅れ、当社から20日以上の相当な期間を設けて支払いを書面で催告したにもかかわらず、その期間内の支払いがなかったとき。 ②商品購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合で、本会員の弁済金等の支払いが1回でも遅れたとき。 ③支払いが完了していない商品等の所有権は当社にあるにもかかわらず、購入した商品等を質入、譲渡、賃貸等に利用したとき。 4①以外の支払いが1回でも遅れたとき。ただし、返済金については旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

のみ効力を有するものとします。

⑤自ら振出もしくは引受けた手形、小切手が不渡り処分を受けるなど、 支払停止状態に至ったとき。 ⑥差押、仮差押、仮処分または滞納処分を受けたとき。 ⑦本会員または本会員の経営される会社が、破産、民事再生、特別 清算、会社更生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続き の申立てを受けたとき、または自らこれらもしくは特定調停の申立てをし たとき。

- ③前号の場合に、カードを無効化するとともに、カードの再発行手続きをとること。当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえ カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるもの

カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。
④ 与信および与信後の管理、弁済金等または返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅住所、電話(携帯電話等を含む)、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ること。
⑤ 当社が必要と認めた場合に、付帯サービスを改廃すること。
(4) 本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、私会員が現在、暴力団、暴力団関係企業、私会員が表生を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、私会等、社会運動等標ほうゴロ、特殊知能暴力集団等またはテロリスを公告等、社会運動等標ほうゴロ、特殊知能暴力集団等またはテロリカとして指定する者、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないことおよび、次の各号のいずれにも該当しないことをなお、いうの将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。と対に関われる場合は調査し、カードの利用を一時停止するととがに当該は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

会員は当社に対し、合理的な期間アプロ・ボロローでのこといるのとします。
①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
②暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
(5)会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。

(5)会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為
(6)会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等(派遣社員を含み、以下「従業員等」という)に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。
①暴力、威嚇、脅迫、強悪等

為を行ってはならないものとします。 ①暴力、威嚇、脅迫、強要等 ②暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動 ③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 ④長時間にわたる拘束、執拗な問合せ ⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容も しくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求 等

(7)当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号または第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことができるものとします。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をとることができるものとします。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとることができるものとします。
第26条(マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融(以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という)の目的で、カードを利用してはならないものとします。 (7) 当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施

これらを総称して、マイー・ローンクリング・デュス・・・リング 日間 て、カーマーリ 用してはならないものとします。
(2) 当社は、マネー・ローングリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認およびそれらを裏付ける資料の提出等を求めることがで、サング・グラング・フェース・明のより間になった。 は対け合い確認力よりてれらを表別りる資料が促出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、本会員は合理的な期間内に対応いただくものとします。 (3)当社は、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国または地域において、カード利用を制限する場合があります。

第27条(会員資格の喪失等) (1)本会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が不適当と認めた場合は、当社は通知または催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとることがあります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預りなどを求められた場合は、これに応じるものとします。

①第8条(弁済金等の支払方法等)(1)①の自動振替手続きのために 必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書の提出がないときまた は前条(2)⑤の場合に預金口座振替依頼書等の提出がないとき。 (2) 第22条 (期限の利益の喪失) (1) または(2) 各号のいずれかに該当した とき。

③カードの申込みもしくはその他当社への申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、または、当社が発行する他のカードを含む当社に対する 債務の返済が行われないとき。

債務の返済が行われないとき。
①個人信用情報機関の情報により、本会員の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断したとき。
⑤当社がカードを送付したにもかかわらずカードの受取りがないとき、または、第20条(お届け事項の変更等)(1)に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。
⑥挽金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、もしくはカードの利用内容または保有状況が不自然であると判断されるとき(ただし、カードの利用目的、店舗、商品等の内容、商品購入代金の支払原資その他当社が必要と認める事項について、会員が合理的な説明および資料の提生した場合を除く)、またはキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスの利用状況が、社会通念に照らし容認できないなど、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。
⑦暴力団員等に該当した場合、および次の(ア)から(イ)のいずれかに該当した場合。

(つ暴力団員等に該当した場合、および次の(ア)から(イ)のいずれかに該当した場合。
(ア)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。(イ)暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
(多会員が招本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。。(少会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した場合または、当社の選別では、第25条(その他承諾事項)(4)の暴力団員等もしくは同条日の第25条(その他承諾事項)(4)の暴力団員等もしくは同条日の第25条(その他承諾事項)(5)(6)に場ける行為を一つである報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から全理的な期間内に報告書が提出されないとき。(2)会員が、第25条(その他承諾事項)(5)(6)に掲げる行為を一つでも行ったとき。

6行うださる。
(3)本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。
(4)年会費の支払いがないとき。
(2)(1)の処置は、店舗、ATMを通じて行うなど当社所定の方法により行うものとします。
(3)会員の都合でカードを解約する場合には当社所定の届出を行っていただき、カードを返却、もしくは裁断のうえ破棄していただきます。
(4)本会員が会員資格を喪失した場合には、家族会員も会員資格を喪失します。

(5) 本会員は会員資格の喪失後においても、カードを利用しまたは利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用代金等についてすべて支払いの責を負うものとします。

ます。 (7)本会員が死亡した場合は会員資格を喪失します。 第28条(日本国外でのカードの利用)

(7)本会員が死しした場合は会員賃格を選失します。 第28条(日本国外でのカードの利用) 日本国外でのカードの利用については、以下の各号が適用されます。 ①商品購入代金または融資金が外国通貨建での場合、国際提携組織の決済センターが処理した時点での、国際提携組織が指定するした。これでは、外取引機係事務処理経費として所定の手数料率を加えたレートを適用するものとします。②商品購入代金おおび融資金の支払方法は1回払いとします。②本規約のすべての事項については、外国為替および外国貿易法等を含め日本法が適用されます。 ③本規約のすべての事項については、外国為替および外国貿易法等を含め日本法が適用されます。 ③本規約のおでできず項に対し、当社ができます。 ④当社は当社の指定する国におけるカードの利用をいつでも中止または停止することができます。 ⑤商品購入にかかる契約が解除された場合における解除処理についても、上記①が適用されます。①の時点で適用されるレートと本⑤の解除処理の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。 第29条(年会費)本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録した月(以下「会員登録月」という)の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に第8条(弁済金等の支払方法等)(1)に定める方法により支払うものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードの解約または会員資格を喪失した場合でも返却しません。

■ショッピングでのリボ払い目々支払額質出表(第8条(2)①参昭)

500,001円~は 50,000円増すごとに

2.000円ずつ加算

標準コー	-ス	短期コー	-ス	定額コース						
リボ算定日残高 弁済金 (月々の支払額)		リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)	リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)					
1~60,000円	3,000円	1~100,000円	10,000円	5.000円以上						
60,001~200,000円は 20,000円増すごとに	1,000円ずつ加算	100,001円〜は 50,000円増すごとに	5,000円ずつ 加算	5,000円単						
200,001~400,000円は 25,000円増すごとに	1,000円ずつ加算									
400,001~500,000円は 50,000円増すごとに	1,000円ずつ加算									

注1.弁済金が上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となり ます。 注2.定額コースをご利用の場合で、月々のリボ手数料が本会員の指定された金額を超えるときは、当月のリボ手数料を超えるまで、ご指定の金額に1万円単位で加算した金額が当月のお支払額となります。

■ショッピングでのリボ払いお支払いの一例 ※ご利用可能枠20万円・標準コース(実質年率18.00%)でご利用の場合

ご購入 (現金価格)	7/11 スーツ 60,000円(税込)		9/11 ブラウス 20,000円(税込)
お買物可能額	140,000円	142,261円	124,408円
お支払残高	60.000円	57.739円	20,000円
わ又仏戏尚	00,000円	57,739	55,592円
お支払額 (弁済金)	3,000円	3,000円	4,000円
リボ手数料	60,000円×18.00% ÷365日×25日=739円	57,739円×18.00% ÷365日×10日 +57,739円×18.00% ÷365日×20日=853円	55,592円×18.00% +365日×10日+ 55,592円×18.00% +365日×21日=849円 20,000円×18.00% +365日×25日=246円 849円+246円=1,095円
商品代金充当分	3,000円-739円 =2,261円	3,000円-853円 =2,147円	4,000円-1,095円=2,905円
お支払日	9/4	10/4	11/4

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は365日でうるう年は366日で計算します。 ※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

■ボーナス2回払いの支払いについて(第8条(2)⑤参照)

利用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1回目	8月	8月	8月	8月	8月	8月	1月	1月	1月	1月	1月	8月
2回目	1月	1月	1月	1月	1月	1月	8月	8月	8月	8月	8月	1月
支払回数(回)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
支払期間(ヵ月)	11	10	9	8	7	6	12	11	10	9	8	12
実質年率(%)	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	10.29	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	3.79
現金価格100円当たり の手数料の額(円)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

※利用月は当月11日から翌月10日とします。ただし、ご利用になった店舗または事務上の都合により翌月以降の利用月で処理される場合がありま す。

9。 ※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。 ※実質年率は、小数点第3位を切り上げて表示しています。 (例)現金価格 50,000円(税込)の場合 ●分割払手数料 50,000円×(3.0円/100円)=1,500円 ●支払総額 50,000円+1,500円=51,500円 ●各支払日の分割支払金 1回目 25,000円、2回目 26,500円

■分割払いの支払いについて(第8条(2)⑥参照)

支払回数	(回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
支払期間	(カ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
実質年率	(%)	9.0	10.0	10.3	10.8	10.9	11.1	11.1	11.2	11.2
現金価格100円当 手数料の額(円)	合たりの	1.5	2.5	3.0	5.0	6.0	7.5	9.0	10.0	12.0

50,000円(税込)、10回払いの場合

- 50,000円×(5.0円/100円)=2,500円 50,000円×(5.0円/100円)=2,500円 52,500円÷10回=5,250円
- (例)現金価格 50,000円 ●分割払手数料 ●支払総額 ●各支払日の分割支払金
- ■キャッシングでのリボ払い月々支払額算出表(第15条(2)①参照)

	リそなゴールド《セゾン》							
動物 人口 ば形 吉	りそな	シカード《セゾ						
融資金リボ残高	標準コース	ゆとりコース	短期コース	定額コース				
	保革コーム	ゆこりコース	应 朔コーへ	5万円コース	10万円コース			
1円~100,000円まで	4,000円	4,000円						
100,001円~150,000円まで	6,000円	8.000円	10,000円					
150,001円~200,000円まで	8,000円	8,000[7]						
200,001円~250,000円まで	10,000円	12,000円	15,000円					
250,001円~300,000円まで	12,000円	12,000	13,000[7]	融資金リボ 残高	融資金リボ 残高 2.000.000円			
300,001円~350,000円まで	14,000円	11,000円	20,000円	1.000.000円				
350,001円~400,000円まで	16,000円	11,000[]	20,000[7	まではまでし	までは			
400,001円~450,000円まで	18,000円	14,000円	25.000円		100,000円			
450,001円~500,000円まで	20,000円	14,000[]	25,000[7					
500,001円~550,000円まで	22,000円	17.000円	20.000111					
550,001円~600,000円まで	24,000円	17,00011	30,000円					
	以降50,000円 増すごとに 2,000円ずつ 加算	以降100,000円 増すごとに 3,000円ずつ 加算	以降100,000円 増すごとに 5,000円ずつ 加算	以降100,000円 増すごとに 5,000円ずつ 加算	以降100,000円 増すごとに 5,000円ずつ 加算			

※利息は毎月の支払額に含まれます。 ※新たな借入れまたは、支払日前日までに支払いをした場合、次回の支 払日までの期間や融資利率により、利息が表に記載の金額を超える場 合があります。この場合、利息を超えるまで、表に記載の金額に1,000円 単位ごとで加算したで加算する金額の 上限は5,000円までとします。 ※月々の支払額が算出表の該当支払額に満たない場合は全額となりま

%ゆとりコースについては、新たなカードの利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。 ※標準コースは当社が認めた場合に限り選択できます。

(問合せ先)

可言と元 (1)商品購入についてのお問合せ、ご相談はカードを利用になった店舗にご連絡ください。 (2)立絡ない(支払い)、支払停止の抗弁に関する書面(リそなカード 《セゾン》規約第13条(4))、およびキャッシングサービスについてのお問合せ、ご相談は下記におたずねください。

りそなカード株式会社

〒135-0042 東京都江東区木場1-5-25 貸金業者登録番号 関東財務局長第00484号 日本貸金業協会会員第000452号

りそなカード《セゾン》インフォメーションセンター (事務処理代行 株式会社クレディセゾン)

京 03-5996-1341 東

大阪 06-7709-8010 ホームページアドレス https://www.resonacard.co.jp

◆当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 TEL 03-5739-3861

2025年7月現在

●本規約に同意されない場合またはお送りしたカードがご不要の場 合には、お手数でもカード利用開始前にカードを切断し、解約される旨 を明記のうえ当社宛にご返送ください。